

独立行政法人福祉医療機構役員給与規程新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>919,000円</u></p> <p>(2) 理事 <u>828,000円</u></p> <p>(3) 監事 <u>725,000円</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては<u>100分の75</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 奨励手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>6～8 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額<u>375,000円</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>921,000円</u></p> <p>(2) 理事 <u>830,000円</u></p> <p>(3) 監事 <u>727,000円</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては<u>100分の85</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 奨励手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>6～8 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額<u>376,000円</u>とする。</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p><u>附 則（平成22年12月1日）</u></p> <p>1 <u>この改正は、平成22年12月1日から実施する。</u></p> <p>2 <u>平成22年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。</u></p> <p><u>（1）平成22年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額（平成22年4月1日以降に役員となった者にとっては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額）に100分の0.28を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から11月までの月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（2）平成22年6月に機構の役員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額</u></p> <p>3 <u>前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	